

## 介護料支給業務実施要領の一部改正について

### ご 案 内

令和3年5月27日  
自動車事故対策機構

日頃より、当機構の業務にご理解を賜り誠にありがとうございます。

今般、介護料支給業務実施要領の改正を行いましたのでお知らせいたします。

#### 【改正内容】

介護料支給業務実施要領第7条(受給資格の確認)について、受給資格の有無に疑義が生じた際には、関係先への照会のため、同意書を提出していただく旨の規定を追加(第2項)。

#### 【経緯】

ナスバが支給する介護料は、労災保険や介護保険、その他介護料に相当する給付との併給はできません。そのため、受給資格認定申請時や介護料請求時において、受給資格の有無に疑義が生じた際は、労働基準監督署や自治体など関係先への照会を行い、給付の有無を確認しております。なお、関係先への照会には受給資格者の同意が必要になるため、同意書の提出にご協力いただいているところです。

当該同意書の提出に関しましては、実施規程等に明記されておらず、その運用について明確にすべきとの判断から、見直しを検討し、今般の改正において、当該同意書の提出について、改めて明記させていただきました。

#### 【参照】

介護料支給業務実施要領：<https://www.nasva.go.jp/gaiyou/documents/13-2.pdf>

今後もナスバより同意書の提出を求められた場合は、ご提出いただきますようお願いいたします。

引き続き、介護料支給業務へのご理解、ご協力方よろしく願いいたします。